

議案第 11 号

令和元年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 3 号)に  
ついて

令和元年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 3 号)を、別紙のと  
おり議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和元年度 橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度橋本市の工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 19,930 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 171,458 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年2月25日 提出

橋本市長 平木哲朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
1 国 庫 支 出 金		1 国 庫 補 助 金	
2 県 支 出 金		1 県 補 助 金	
		2 県 委 託 金	
3 繰 入 金		1 基 金 繰 入 金	
4 諸 収 入		1 雑 入	
5 市 債		1 市 債	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,267	△497	770
1,267	△497	770
65,002	△27,829	37,173
30,864	△30,864	0
34,138	3,035	37,173
71,213	△16,418	54,795
71,213	△16,418	54,795
38,406	3,414	41,820
38,406	3,414	41,820
15,500	21,400	36,900
15,500	21,400	36,900
191,388	△19,930	171,458

歳 出

款	項
1 工業団地造成事業費	
	1 工業団地造成事業費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
191,388	△19,930	171,458
191,388	△19,930	171,458
191,388	△19,930	171,458

## 第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 工業団地造成事業費	1 工業団地造成事業費	工業団地造成事業	54,371千円

### 第3表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域開発事業	千円 15,500	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。



補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 36,900	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮もし しくは繰上償還又は低利に借換え ることができる。